

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	被災者支援に関する事務(令和6年4月1日終了) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、被災者支援事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者支援に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法に基づき、災害発生時に住民の安否確認や被災状況の確認を行い、被災者支援に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 被災者台帳の作成・管理
③システムの名称	1. 被災者支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 55の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所市民環境部 危機管理課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは申請者から直接取得することを徹底し、住基ネット照会時には4情報(氏名、住所、生年月日、性別)または住所を含む3情報による照会を行います。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を実施します。書類は施錠管理を行い、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底します。さらに、定期的なプロセス見直しを行うことにより、リスク軽減を図ります。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めます。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	新居浜市特定個人情報の取扱いに関する管理及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じる。 また、特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	和田 昌志	防災安全課長	事後	様式変更による。
令和3年4月1日	I 5 ①部署	市民部防災安全課	市民環境部危機管理課	事後	組織機構変更による。
令和3年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	防災安全課長	危機管理課長	事後	組織機構変更による。
令和3年4月1日	I 8 連絡先	市民部 防災安全課	市民環境部 危機管理課	事後	組織機構変更による。
令和4年3月16日	I 4 ②法令上の根拠 1	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 項番56の2	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 項番56の2	事後	法令の条文変更による
令和7年1月8日	I 3 法令上の根拠 1	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番36の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 55の項	事後	法令の条文変更による
令和7年2月10日	I 3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番36の2 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第28条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 55の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第28条	事後	法令の条文変更による
令和7年2月10日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①	① 実施する	① 実施しない	事後	
令和7年2月10日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 項番56の2 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	—	事後	
令和7年2月10日	IV 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	提供・移転しない	事後	
令和7年2月10日	IV 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和7年2月10日	IV 8 人手を介在させる作業リスク対策	—	十分である	事後	様式改正による項目追加
令和7年2月10日	IV 8 人手を介在させる作業判断の根拠	—	マイナンバーは申請者から直接取得することを徹底し、住基ネット照会時には4情報(氏名、住所、生年月日、性別)または住所を含む3情報による照会を行います。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を実施します。書類は施錠管理を行い、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底します。さらに、定期的なプロセス見直しを行うことにより、リスク軽減を図ります。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めます。	事後	様式改正による項目追加
令和7年2月10日	IV 9 監査	自己監査	内部監査	事後	内部監査の実施による
令和7年2月10日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正による項目追加
令和7年2月10日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	新居浜市特定個人情報の取扱いに関する管理及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じる。 また、特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する。。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加